

## 第2章 基本理念

以上のように、財政負担が少なく、公共施設の一極集中を避けながら回遊性を持ったまちづくりへの貢献が期待でき、広域行政にも十分対応し、他事業による影響を受けず独自の事業として実施できることなどから、新庁舎の建設位置は「現在地(周辺部を含む)」とした。

### 2) 敷地の拡張

狭隘な現庁舎敷地の現状を踏まえ、新庁舎の建設、防災拠点の確保、散在する駐車場の集約等のために、敷地の拡張が必要である。

具体的には、現庁舎敷地と一体となって効果的に公益的な機能や空間の確保(市民広場など)が可能となること、広域幹線道路である国道4号に接することにより、市民のアクセス\*、広域連携、防災拠点づくりなどの公益性を発揮できることなどを勘案し、市有地を最大限利用できる現庁舎敷地の東側に隣接する街区において敷地を拡張する。

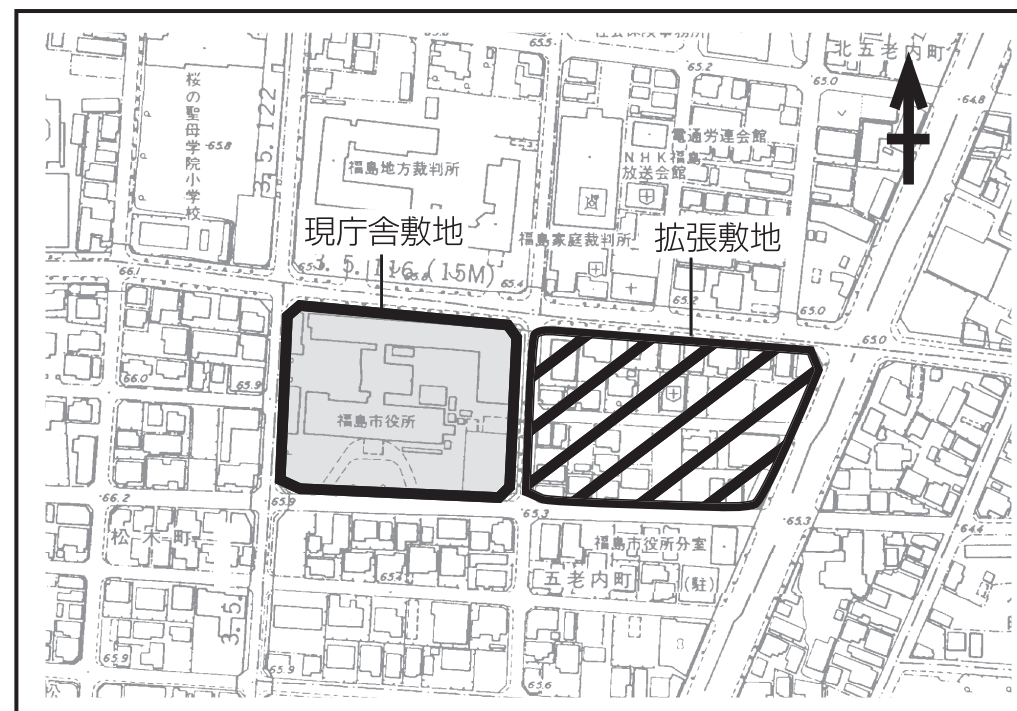
新庁舎は、市民の市政への参加、行き届いた市民サービスの提供、NPO等の市民活動の交流の場とするため、市民に対して開かれた施設とする。

新庁舎は、中心市街地の活性化に向けたまちづくりに寄与し、市民生活の安全、安心を支援する拠点として、街なかに対して開かれた施設とする。

新庁舎は、地方分権時代の市町村間連携の強化を図るため、広域に対して開かれた施設とする。

以上から、新庁舎の基本理念を以下のように定める。

現庁舎敷地と拡張敷地



市民、街なか、広域に開かれた  
市役所づくり

\*アクセス

目的地に近づくこと、またはそのための交通手段。

## 第3章 基本方針

### 方針－1 市民参加・市民交流の促進

地方分権によって市の自主的財源や権能のウェイト\*が増大することにあわせて、市政における市民参加がより重要となり、政策立案への市民の直接的な参加を含め、市政の運営における行政、市民、NPO等との相互の協働\*と交流が大きく進展すると考えられる。

- (1) 主たる来庁目的が「窓口利用」から「市民参加・市民交流」へと転換していくことにも対応して、市民を迎える空間、環境、手段を整える。その象徴的な空間として「市民広場」等を整備する。
- (2) 市民の参加や利用スタイルの変化を想定して柔軟でゆとりのある計画とする。
- (3) 計画段階から、市民の意向や希望を反映することに努める。

### 方針－2 21世紀の行政事務の実現（市民サービスの高度化）

行政事務の情報化・支所機能の充実等、これまでの「窓口業務」など、執務形態の変化が予想され、市民生活における多様な課題に対する専門的な「相談業務」など、今後は、より高度できめ細やかな市民サービス機能が求められていく。

- (1) 21世紀の行政事務のあり方を踏まえて、それにふさわしい市民サービスの場、執務スペース、執務環境を整える。
- (2) 電子市役所など情報化が急速に進むことに対して、機動的かつ段階的に事務処理方式と施設整備を対応させていく。

### 方針－3 安全・安心の拠点づくり

阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえて、市役所が市民生活の安全・安心の拠点として大きな役割を果たす必要がある。

- (1) 市民が日常的に市役所を利用する中で、防災意識を高める工夫を導入する。
- (2) 平常時の施設利用と災害発生時の対策活動を整合させるため、敷地や施設全体で防災拠点となるよう整備を図る。（防災目的だけに特化しない施設整備）
- (3) 災害対策活動においては、防災協定を締結している福島競馬場をはじめとする周辺施設との的確な連携と分担を行う。

### 方針－4 ユニバーサルデザインと環境共生への取り組み

これからの都市は「人」を基本に考える必要がある。そのためには、市役所が先導してすべての市民の社会参加が可能な都市社会を創造するとともに、人と自然が共生できる環境を創造することが必要である。

- (1) 全ての市民が、施設を不自由なく使い、市政に参加できるようにするために、特別でない方法であらゆる人々が自分の選択で自由に施設を使うようにするユニバーサルデザインの考え方と方法を導入する。
- (2) 国によって提唱されている環境共生建築（グリーン庁舎）\*の考えを取り入れ、地球環境や周辺環境への配慮・運用段階での省エネルギー・長寿命化などの実現を目指す。

\*グリーン庁舎  
建設省（現国土交通省）が環境に配慮した官公庁施設の基本事項を定め、「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）」として公表している。

\*権能のウェイト  
地方分権の進捗によって、従来、県が行っていた許認可、決定などの権能が市町村に移譲され、市町村行政の力が大きくなりつつある。

\*協働  
市民と行政が共同の担い手として、適切な役割分担のもとに協力して働くこと。

## 方針－５ 街なかにふさわしい生活環境の回復と創造

中心市街地活性化の課題に対して、市役所がまちづくりの拠点としての役割を大きく持つようになる。即ち、中心市街地の求心力の向上、街なか生活の回復などの側面において、今後も市役所は力強い支えとなっていく。

- (1) 公民連携のまちづくりを推進し、街なか生活を回復するための機能を導入、育成する。
- (2) 周辺市街地の既存の街並みとの調和に配慮した形態や意匠とする。
- (3) 安全で快適な歩行者空間（新庁舎敷地南辺の「シビックモール\*」）を創出し、憩いと賑わいのあるまちづくりの形成に寄与する。

## 方針－６ 広域連携の拠点づくり

地方分権や市民生活の広域化は、市町村間の広域連携を促進することになる。本市は、県北50万都市圏の中心として、市町村間の連携の強化と、効率的でバランスのとれた広域行政を展開するための中心的役割を担える拠点づくりを目指す。

- (1) 市町村間の広域的な行政事務等の展開に対応する機能、場の整備を図る。
- (2) 県北50万都市圏の住民や各種団体等の交流の場として整備を図る。
- (3) 将来の広域行政需要に対応するために、機能、規模の拡充の余地を確保する。

## 第4章 構想の基本指標

本構想の基本となる指標を以下のとおり設定する。

### 1．市の将来人口

- ・ 平成22年 300,000人

本構想の基礎とする市の将来人口については、新庁舎の建設時期を踏まえ、福島市総合計画「ふくしまヒューマンプラン21」の目標年次である平成22年の人口指標とした。

### 2．計画対象議員数

- ・ 平成22年の市の将来人口における法定上限数 46人

<平成14年3月1日現在の市議会議員定数 40人（条例定数）\* >

### 3．計画対象部局

新庁舎に配置する計画対象部局については、将来における行政需要の増大や行政システムの再構築に対応できるよう検討しなければならないが、現行の組織を基本に考え、現本庁舎に存する組織及び水道局、保健福祉センター並びに消防本部の一部を対象とする。

### 4．計画対象職員等数

- ・ 新庁舎対象職員等数 約1,300人

新庁舎に配する職員等数は、新庁舎に配置する計画対象部局を踏まえ想定した。

\*シビックモール  
新庁舎や周辺地区を訪れる人々、地域住民が快適に歩き、交流するための歩行者優先道路として整備。（詳細はP.17）

\*福島市議会議員定数条例（平成14年3月29日公布）においては、市議会議員定数は38人（平成15年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行）



## 第5章 規模と機能

### 1. 規 模

#### 1) 敷地面積

建物、駐車場、市民広場の整備を無理なく行うため、概ね2haを目途に敷地面積を設定する。

#### 2) 建物延床面積

建物延床面積は、行政機能を極力コンパクト化するとともに、市民生活に対するサービス機能を充実するという観点から設定する。職員数に基づく必要床面積、都市規模からみた事例等を総合的に勘案して、35,000～40,000㎡の延床面積(地下駐車場等の面積を含む場合)を設定する。

### 2. 機能と配置の方向

新庁舎機能の基本的構成として、以下の5つの機能群のグループとして捉え、機能相互の関連性を重視するとともに、効率的な敷地利用を行う観点から、以下のような方向で配置する。

#### グループ1：政策立案・議決機能群(議会関連・市民参加関連)

議会の独立性を確保するとともに、議会の意思決定にふさわしい議場や会議室等の整備を図る。

議会関連の機能に加えて、市民の市政参加のための機能として、例えば市民委員会の開催の場や、議員と市民の交流ロビーなどを一体の機能群として位置づける。

これらは、市民参加の誘導のしやすさや、市民に開かれた議会のあり方などを配慮して配置する。

#### グループ2：政策執行機能群(行政執務関連)

情報化時代における執務に即したスリムで効率的な配置とする。

また、市民やNPO等との行政施策面の協働を想定して、開かれた執務環境を実現する。

市町村間の広域連携や交流の場を適切に設ける。

災害発生時には災害対策活動の拠点としての機能を果たすとともに、日常の利用を念頭においた施設整備を図る。

#### グループ3：市民サービス・福利厚生機能群

市民生活、市民活動等を支える開かれた市役所づくりの一環として、窓口部門をはじめとした市民サービス機能などを親しみやすく、分かりやすく配置し、利便性の高い快適な施設とする。また、レストランなどの福利厚生機能を市民に開放する。

これらの機能は、市民広場やシビックモールなどの市民を迎える外部空間に面して低層部分に配置し、賑わいのある街並みの形成を目指す。

#### グループ4：交通関連機能群

駐車場については、現状の市民の来庁実態に即して必要な機能を確保するが、例えば、パーク&ライド\* のための駐車場利用など休日における効率的な活用を目指す。

駐車場出入口とあわせて、車寄せ、タクシー乗り場等を適切に配置する。

バスについては、循環バスの活用やターミナル機能\* の導入等を検討する。

市民の身近な足としての自転車利用を促進するため、自転車駐車を適切に配置する。

\* パーク&ライド  
都心部の道路混雑を解消するため、自宅から都心に向かう途中で、自家用車から公共交通に乗り継ぐこと。

\* ターミナル機能  
交通機関の乗り換え施設や発着所を集約した施設。

## 第6章 計画方針

### グループ5：ユーティリティ\* 関連機能群

新庁舎の機能や活動を支える施設・設備については、ユニバーサルデザインと省エネルギー・省資源化・長寿命化を重視した整備を行う。

防災機能としては、災害対策活動の拠点の役割を果たすために、建物の安全性の確保(震度7程度で建物の一部損壊はあっても、災害対策活動に支障をきたさない強度)や、代替エネルギー源等による自立性の確保、災害活動に対応した規模のオープンスペース\*(市民広場等)の確保を図る。

今後の発達が予想される情報化に関しては、その時点における最良の技術を効率的に活用する。

### 1. 庁舎計画

#### 1) 配置計画

現庁舎敷地と国道4号側の拡張敷地を合わせた約20,000㎡で、南北約90m、東西約240mの細長い敷地に、建物、駐車場、市民広場等の施設を、施設相互及び周辺との関係に十分配慮しつつ配置する。

建物の位置・形状については、敷地が東西に長くなるため、歩行距離に配慮するとともに、庁舎が長大な壁となって、周辺に圧迫感を与えないように十分配慮する。敷地北側への日照や、南側に接するシビックモールの歩行者空間としてのスケールとの調和にも十分配慮する。

また、配置にあたっては、建設工法・工程や建物配置の工夫等により仮庁舎が最小限で済むよう検討する。

#### 2) 建築計画

建築計画については、「ユニバーサルデザインの導入」「防災拠点としての整備」「環境共生への配慮」「情報化への対応」を踏まえ、策定する。

また、部門(前掲のグループ1～5)やゾーン単位の計画検討においては、次に示す視点を反映させていくものとする。

#### 《エントランスゾーン》\*

エントランスゾーンを、庁内の各セクションへの通過点というだけでなく、街と庁舎の接点、市民と庁舎の接点として位置づけ、市民に日常的に活用されるスペースとして整備する。

\* エントランスゾーン  
市民を迎える玄関口とその周辺空間。

\* ユーティリティ  
電気、ガス、水道などの利用施設。情報、防災、環境等に必要な設備も含む。

\* オープンスペース  
建物がない公園、広場等の空地。